

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかるQ&A

事業名	問合せ内容	回答
<b>【対象者】</b>		
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	対象となる医療従事者等とは	県内の医療機関等に勤務された方で、対象期間中、通算して10日間以上勤務し、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の状況下で勤務した医療従事者や職員が対象です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「患者と接する」はどこまで含まれるのか	病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。 一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務であった場合は該当しないと考えられます。 ただし、こうした法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病院内の敷地内で、対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの対応を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます。 まずは、各医療機関等において勤務内容によって判断をお願いします。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	対象期間とは	長崎県で最初の新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した3月14日から6月30日までの間です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	派遣や委託で働く者は対象となるか	派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関で働く従事者についても、上記に合致していれば対象となります。 委託業者については、一般的には、例えば医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	派遣や委託業務の職員の申請方法は	派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなど、医療機関等からまとめて申請ください。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象か	対象外です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金はいくらもらえるのか(1)	県から役割設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員 ・実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合 1人20万円 ・上記以外の場合 1人10万円 その他、病院・診療所・訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 1人5万円 ただし、実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れた場合 1人20万円

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかるQ&A

事業名	問合せ内容	回答
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金はいくらもらえるか(2) 上記の役割を設定された医療機関とは	役割を設定された医療機関とは、重点医療機関、感染症指定医療機関、その他、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、地域外来・検査センター、宿泊療養施設です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金はいくらもらえるか(3) 役割を設定された医療機関で対象機関に勤務していれば、20万円もらえるのか	実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関に勤務していれば、1人20万円が支給されます。ただし、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない方は、1人10万円です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金はいくらもらえるか(4) 帰国者・接触者外来は、新型コロナウイルス感染症患者の陽性患者が出た場合だけ20万円か	疑い例も含まれます。 帰国者・接触者外来と地域外来・検査センターは、実際に新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む)に診療等を行った医療機関に勤務していれば、1人20万円が支給されます。ただし、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む)に診療等を行った日以降に勤務していない方は、1人10万円です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金はいくらもらえるか(5) 役割を設定されていない医療機関は5万円か	役割を設定されていない医療機関において、実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院患者を受け入れた医療機関であれば、1人20万円となります。これ以外は1人5万円です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関等とは歯科診療所も対象か	歯科診療所も対象です。ただし、保健医療機関に限ります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	年次有給休暇や育休中は勤務日にいれてよいか	有給や育休中など実質勤務していない場合は、勤務日に参入しません。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	助産所は	助産所にあつては、実際に妊産婦と接した日数が10日以上である医療従事者等であれば対象です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	病院ボランティアは対象になるか	対象外です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来の場合、対象期間の始期は	県から役割を設定された日が、本県で感染症患者1例目発生(3月14日)よりも早い場合は、県から役割を設定された日が対象機関の始期となります。 例：役割設定日2/7の場合、2/7～6/30が対象期間 役割を設定されている医療機関等において、設定日が不明な場合は医療人材対策室にお尋ねください。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来で県から役割を設定された日が3月14日より遅い場合、対象機関の始期は	どちらか早い日となりますので、3月14日からとなります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来として県から役割を設定された日が3月14日より遅い場合 3月14日～役割を設定された日まで10日以上勤務して離職した者は、1人5万円か	帰国者・接触者外来として役割を設定された医療機関等になりますので、1人10万円です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	県から役割を設定されていない病院・診療所に勤務しているが、地域外来・検査センター(ドライブスルー)に、応援等で勤務した医師・看護師・事務職員がいる場合は	申請は、所属する医療機関から行ってください。 その場合、1つの医療機関で20万円の要件の者と5万円の要件の者が混在することになりますが、該当する職員について、地域外来・検査センターでの勤務証明等を得ていただくことを想定しています。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	委託業務の「患者と接する」の考え方は	人対人で対応することを想定しています。 例として清掃委託業者の従業員が患者がいる場所を清掃する業務であれば該当。 給食施設の場合は、病棟へ配膳業務を行う場合は対象ですが、厨房のみで作業をする場合は対象外です。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかるQ&A

事業名	問合せ内容	回答
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	役割を設定していない医療機関で外来診療した患者が、のちに陽性患者だと判明した場合、20万円になるか	役割を設定されていない医療機関等は、陽性患者の入院受入れを行わなければ5万円です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金（医療）の対象となる医療機関等とは	病院、診療所（歯科も含む）助産所、訪問看護ステーション（医療分）です。 病院・診療所は保険医療機関、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限ります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	院内保育で勤務する保育師は対象か	患者と接する業務が10日以上あれば対象になると考えます。 職員を対象とした保育の場合は対象外です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	歯科診療所において家族が専従者として勤務しているが対象となるか。	家族が専従者として勤務したことに対して給与が支払われていれば対象となります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	宿泊療養施設が稼働した際に備えてオンコールで待機していた。役割が設定されたとして10万円か。	本県では6月30日までに宿泊療養施設へ患者の受入れの実態がありませんので、すべて対象外です。（5万円の定額の方は5万円のままです）
<b>【申請方法】</b>		
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請方法は	長崎県国保連合会に委託して、申請書の受付、慰労金の支払いは国保連が実施します。（申請内容の審査・交付決定は県が行います） （1）「オンライン請求システム」（2）「web申請システム」、インターネットに対応していない場合は（3）「電子媒体（CD-R等）」を郵送、電子媒体も困難な場合は（4）「紙媒体」を国保連に郵送することも可能です。 <u>詳しくは申請マニュアルを確認ください。</u>
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請書はどこで手に入るのか	県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。 インターネット環境がなく、紙媒体の申請書を紙で受け取りたい場合は、県庁及び県立保健所及び県北振興局に様式を設置していますのでこちらで入手してください。 県立保健所は、西彼保健所、県立保健所、県南保健所、県北保健所、五島保健所、上五島保健所、壱岐保健所、対馬保健所です。
<b>【給付申請】</b>		
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金の給付申請の方法は	勤務先の医療機関等がとりまとめて県に申請することになります。 対象となる従事者の方は、代理受領の委任状を勤務先の医療機関等に提出してください。委任された勤務先の医療機関等は、対象者の分を県に申請します。 複数の医療機関等で勤務されている方は、主たる勤務先に一回だけ委任状を提出してください。複数の提出はできません。委任を受けた勤務先医療機関等が県に申請します。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金の受け取り方法はどうか	県からは、申請を行った医療機関等に対象者分を一括して交付します。勤務先の医療機関は、代理受領の委任状を受け取った従事者へ給付してください。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	すでに退職している場合はどうやって申請すればよいか	原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。 難しい場合は、元勤務先からの勤務証明など必要な書類を揃えた上で、県に直接個人申請いただくことになります。 この場合、県から直接本人に支給します。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	複数の医療機関で働いている従事者はどこで申請したらよいか	主たる勤務先に代理受領の委任状を提出してください。複数の医療機関での勤務実態があっても、給付は定額を1人1回限りの給付です。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかるQ&A

事業名	問合せ内容	回答
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関で勤務している者が介護施設や障害福祉施設でも勤務している場合は	介護施設や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金も含めて、1人1回限りです。それぞれで給付を受けることはできません。仮に、二重に給付を受けた場合は、不当利得として返還していただくことになります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	訪問看護ステーションは、医療保険と介護保険と両方あるがどちらで申請したらよいか	医療と介護で区分した者を、それぞれで申請してください。また、両方で勤務実態がある場合は、どちらかにまとめて申請することも可能です。ただし、同じ方を両方で申請することはできません。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	老健施設は医療保険と介護保険があるが、こちらも医療で申請してよいか	医療で申請するのは訪問看護ステーション（医療）です。これ以外の介護施設は介護で申請してください。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	同一開設者が医療施設と介護施設を開設し、双方の人員は区分しているが、慰労金の交付申請は医療と介護、どちらかにまとめて行ってよいか	両方に勤務実態がある場合は、どちらかにまとめて申請することも可能です。ただし同一人物が双方に申請することは不可です。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請開始はいつからか	医療機関等からの申請受付開始は、7月下旬を予定しています。支給は8月下旬以降を目途に、順次支払いを予定しています。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金の支払いを振込にした場合、この手数料は支給されるのか	医療機関等が慰労金を従事者に支給する際の振込手数料も、県からの支給の対象となります。慰労金を県に申請する際に、必要となる振込手数料を、慰労金本体の額と合わせて申請してください。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	委託業者に該当者がいる場合の慰労金の支払い方法は	<b>医療機関等と委託会社とで調整してください。</b> <b>委託会社で行う場合、医療機関から委託会社に振込等を行います。</b> <b>実績報告書には、委託会社の従事者分についても、個人ごとに支払ったことがわかる証憑を添付していただくことが必要となります。</b>
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	薬剤師会から薬剤師を病院に派遣している場合、当該薬剤師の慰労金の申請方法は	通算して10日以上勤務し、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の状況下で勤務している条件を満たしている場合は、派遣先の医療機関等が取りまとめて申請することになります。当該薬剤師は、派遣先の医療機関等に委任状を提出してください。
<b>【実績報告】</b>		
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金を支払った後、県へ報告は必要か	医療機関等は、県へ実績報告書を提出してください。添付書類として、慰労金を従事者に支給した際の証憑（個人ごとの振込の記録や現金を支給した場合の受領簿など）や振込手数料がわかる書類が必要となります。
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	実績報告書の提出期限は	医療機関等において給付終了後、1か月以内に県に提出してください。